

和歌山県におけるGAP推進方針

平成24年8月改正

本県では、平成19年4月に国から示された方針に基づき、同年8月に和歌山県版基礎GAPを策定し、生産者に対するGAPの導入・推進にあたってきました。

その一方で、全国ではさまざまなGAPが存在し、その取組が多岐に及んできたため、国では平成22年4月に「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を策定し、農業生産活動において実践すべき取組内容を明確化しました。

これに伴い、県では平成22年に和歌山県農業協同組合連合会及び和歌山県農業協同組合中央会と共同で、「健全な農業の実践」「健全な農業の実践（指導者・確認者用）」「集出荷施設・適正管理ガイド」の3つの実践ガイドを作成し、その普及・啓発に努めてきたところです。

今後は、和歌山県版GAPを基に、「安全・安心な農産物の供給」と「環境にやさしい持続的農業」を目標として、ガイドラインに則したGAPの実践等を推進します。

和歌山県版GAPの目指す方向（役割の明確化）

目 標

「安全・安心な農産物の供給」と「環境にやさしい持続的農業」

